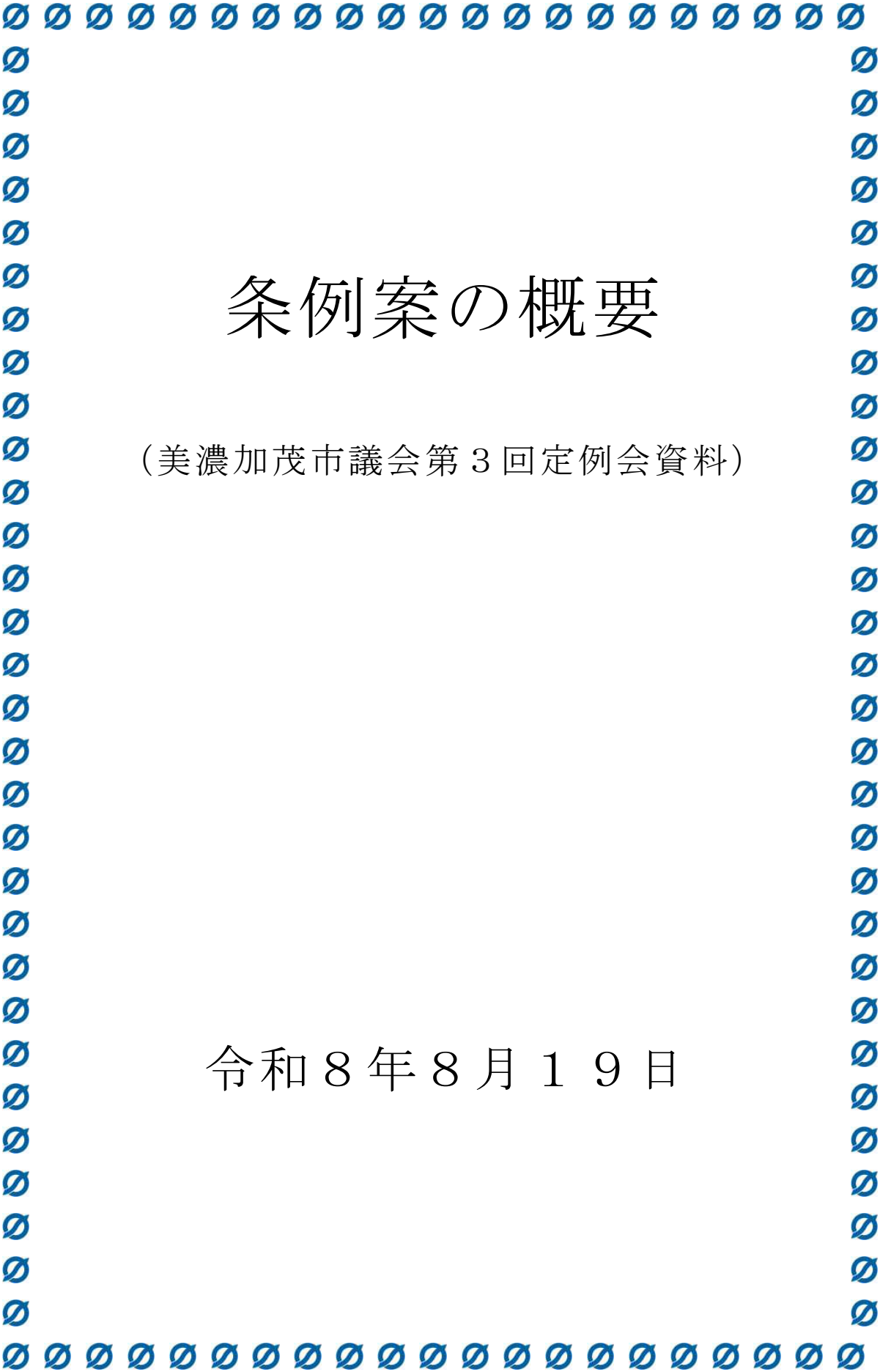




条例案の概要

(美濃加茂市議会第3回定例会資料)

令和8年8月19日

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
議第 7 1 号	美濃加茂市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する 条例の一部を改正する条例について	1
議第 7 2 号	美濃加茂市附属機関の設置に関する条例の一部を改正す る条例について	2
議第 7 3 号	美濃加茂市児童発達支援センターの設置及び管理に関す る条例の一部を改正する条例について	4
議第 7 4 号	美濃加茂市景観条例の一部を改正する条例について	5
議第 7 5 号	美濃加茂市監査委員条例及び美濃加茂市水道事業及び下 水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例に ついて	6

〔議第 7 1 号〕

美濃加茂市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を
改正する条例について

【議案書： 1 3 頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	地方自治法施行規則の一部を改正する省令（令和 8 年総務省令第 8 6 号）
条例改正に影響する施行日	令和 8 年 1 0 月 1 日
改正された法令	地方自治法施行規則（昭和 2 2 年内務省令第 2 9 号）
条例改正に影響する条	第 1 8 条の 3 第 1 項、第 1 9 条第 1 項

○ 条例改正趣旨

地方自治法施行規則の改正により、引用する条項についてずれが生じるため、所要の改正を行うとともに、字句の整理を行うものです。

◎ 改正の主な内容

○ 引用条文の改正（第 2 条関係）

「第 1 9 条第 1 項第 1 号へ」を「第 1 8 条の 3 第 1 項第 6 号」に改めます。

○ 引用条文の改正（第 4 条関係）

「第 2 1 条第 2 項」を「第 1 8 条の 3 第 1 項」に改めます。

○ 引用条文の改正（第 1 2 条関係）

「第 1 9 条第 1 項第 1 号ト」を「第 1 9 条第 1 項」に改めます。

○ 字句の整理（第 1 条、第 2 条、第 4 条、第 5 条、第 7 条、第 9 条、第 1 0 条、第 1 1 条及び第 1 2 条関係）

略称規定の追加等字句の整理を行います。

◎ 施行期日（附則）

この条例は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行します。

〔議第 7 2 号〕

美濃加茂市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について

【議案書： 1 7 頁】

◎ 改正の概要

○ 美濃加茂市老人ホーム入所判定委員会の設置

老人福祉法第 1 1 条第 1 項の規定により、養護老人ホーム等への入所措置の適正な実施を行う美濃加茂市老人ホーム入所判定委員会を設置するために所要の改正を行うものです。

○ 美濃加茂市新体育館整備基本計画策定委員会の設置

新体育館の整備に関する基本計画の策定について、多角的な視点と専門的な知見にわたる意見交換を行う美濃加茂市新体育館整備基本計画策定委員会を設置するために所要の改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

○ 附属機関の追加（別表関係）

市長の附属機関として、美濃加茂市老人ホーム入所判定委員会及び美濃加茂市新体育館整備基本計画策定委員会を新たに加えます。

(1) 美濃加茂市老人ホーム入所判定委員会

附属機関名	美濃加茂市老人ホーム入所判定委員会
所掌事項	老人福祉法第 1 1 条第 1 項に規定する入所措置に関すること。
委員の構成	(1) 加茂医師会所属の医師 (2) 可茂保健所長 (3) 地域包括支援センター長 (4) 老人福祉施設長
委員の定数	7 人以内
委員任期	1 年

(2) 美濃加茂市新体育館整備基本計画策定委員会

附属機関名	美濃加茂市新体育館整備基本計画策定委員会
所掌事項	美濃加茂市新体育館整備基本計画策定に関すること。
委員の構成	(1) 学識経験を有する者 (2) 関係団体を代表する者 (3) 市長が適当と認める者
委員の定数	1 5 人以内
委員任期	審議事項の諮問を受けてから答申を行うまで

◎ 施行期日等（附則）

○ 施行期日（第１項）

この条例は、令和８年１０月１日から施行します。

○ 経過措置（第２項）

この条例の施行の日以後、最初に委嘱される美濃加茂市老人ホーム入所判定委員会委員の任期は、別表の規定にかかわらず、令和９年３月３１日までとします。

○ 美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（第３項）

別表に美濃加茂市老人ホーム入所判定委員会委員及び美濃加茂市新体育館整備基本計画策定委員会委員を加え、美濃加茂市老人ホーム入所判定員を削ります。

※日額１１，０００円（職務の時間が２時間以上４時間未満の場合は５，５００円、２時間未満の場合は３，０００円）

〔議第 7 3 号〕

美濃加茂市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例について

【議案書：21頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）
条例改正に影響する施行日	令和7年10月1日
改正された法令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）
条例改正に影響する条	第5条

○ 条例改正趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正により、引用する条項について項ずれが生じたため、所要の改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

○ 引用条文の改正（第4条関係）

「第5条第18項」を「第5条第19項」に改めます。

◎ 施行期日（附則）

この条例は、公布の日から施行します。

〔議第 7 4 号〕

美濃加茂市景観条例の一部を改正する条例について

【議案書：22頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 3 号）
条例改正に影響する施行日	公布の日（令和 8 年 5 月 2 7 日）から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日
改正された法令	景観法（平成 1 6 年法律第 1 1 0 号）
条例改正に影響する条	第 1 6 条

○ 条例改正趣旨

景観法の改正により、引用する条項について項ずれが生じるため、所要の改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

○ 引用条文の改正（第 1 2 条関係）

「第 1 6 条第 7 項第 1 1 号」を「第 1 6 条第 8 項第 1 2 号」に改めます。

◎ 施行期日（附則）

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 3 号）の施行の日から施行します。

〔議第 75 号〕

美濃加茂市監査委員条例及び美濃加茂市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

【議案書：23頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）
条例改正に影響する施行日	令和8年9月24日
改正された法令	地方自治法（昭和22年法律第67号）
条例改正に影響する条	第243条の2の8

○ 条例改正趣旨

地方自治法の改正により、引用する条項について条ずれが生じるため、所要の改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

第1条 美濃加茂市監査委員条例の一部改正

○ 引用条文の改正（第3条関係）

「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改めます。

第2条 美濃加茂市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正

○ 引用条文の改正（第6条関係）

「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改めます。

◎ 施行期日（附則）

この条例は、令和8年9月24日から施行します。